【平成20年6月6日府令第36号改正後】

（届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の記載内容）

**第十二条**　法第十三条第二項第一号イ（１）（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる発行者の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、法第二十五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項を除く。

一　内国会社

イ　第二号様式第一部から第三部までに掲げる事項

ロ　第二号の二様式第一部から第六部までに掲げる事項

ハ　第二号の三様式第一部から第五部までに掲げる事項

ニ　第二号の四様式第一部、第二部及び第五部まで及び第七部に掲げる事項

ホ　第二号の五様式第一部から第四部までに掲げる事項

ヘ　第二号の六様式第一部から第四部まで及び第六部に掲げる事項

ト　第二号の七様式第一部から第三部まで、第五部及び第六部に掲げる事項

二　外国会社

イ　第七号様式第一部から第三部までに掲げる事項

ロ　第七号の二様式第一部から第六部までに掲げる事項

ハ　第七号の三様式第一部から第五部までに掲げる事項

ニ　第七号の四様式第一部から第四部まで及び第六部に掲げる事項

【平成20年6月6日 府令第36号】 （改正なし）

【平成20年5月30日 府令第35号】 （改正なし）

【平成20年3月28日 府令第10号】 （改正なし）

【平成20年3月13日 府令第8号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 府令第86号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 府令第84号】 （改正なし）

【平成19年10月31日 府令第78号】 （改正なし）

【平成19年8月15日 府令第65号】

（改正後）

（届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の記載内容）

**第十二条**　法第十三条第二項第一号イ（１）（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる発行者の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、法第二十五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項を除く。

一　内国会社

イ　第二号様式第一部から第三部までに掲げる事項

ロ　第二号の二様式第一部から第六部までに掲げる事項

ハ　第二号の三様式第一部から第五部までに掲げる事項

ニ　第二号の四様式第一部、第二部及び第五部まで及び第七部に掲げる事項

ホ　第二号の五様式第一部から第四部までに掲げる事項

ヘ　第二号の六様式第一部から第四部まで及び第六部に掲げる事項

ト　第二号の七様式第一部から第三部まで、第五部及び第六部に掲げる事項

二　外国会社

イ　第七号様式第一部から第三部までに掲げる事項

ロ　第七号の二様式第一部から第六部までに掲げる事項

ハ　第七号の三様式第一部から第五部までに掲げる事項

ニ　第七号の四様式第一部から第四部まで及び第六部に掲げる事項

（改正前）

（届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の記載内容）

**第十二条**　法第十三条第二項第一号イ（１）（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる発行者の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、法第二十五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項を除く。

一　内国会社

イ　第二号様式第一部から第三部までに掲げる事項

ロ　第二号の二様式第一部から第五部までに掲げる事項

ハ　第二号の三様式第一部から第四部までに掲げる事項

ニ　第二号の四様式第一部、第二部及び第四部に掲げる事項

ホ　第二号の五様式第一部から第四部までに掲げる事項

（ヘ、ト　新設）

二　外国会社

イ　第七号様式第一部から第三部までに掲げる事項

ロ　第七号の二様式第一部から第五部までに掲げる事項

ハ　第七号の三様式第一部から第四部までに掲げる事項

（ニ　新設）

【平成19年3月30日 府令第31号】 （改正なし）

【平成18年12月12日 府令第86号】 （改正なし）

【平成18年4月25日 府令第52号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 府令第103号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 府令第89号】 （改正なし）

【平成17年3月31日 府令第34号】 （改正なし）

【平成17年2月28日 府令第13号】 （改正なし）

【平成17年1月26日 府令第3号】 （改正なし）

【平成16年12月28日 府令第109号】 （改正なし）

【平成16年11月22日 府令第91号】

（改正後）

（届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の記載内容）

**第十二条**　法第十三条第二項第一号イ（１）（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる発行者の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、法第二十五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項を除く。

一　内国会社

イ　第二号様式第一部から第三部までに掲げる事項

ロ　第二号の二様式第一部から第五部までに掲げる事項

ハ　第二号の三様式第一部から第四部までに掲げる事項

ニ　第二号の四様式第一部、第二部及び第四部に掲げる事項

ホ　第二号の五様式第一部から第四部までに掲げる事項

二　外国会社

イ　第七号様式第一部から第三部までに掲げる事項

ロ　第七号の二様式第一部から第五部までに掲げる事項

ハ　第七号の三様式第一部から第四部までに掲げる事項

（改正前）

（届出目論見書等の記載内容）

**第十二条**　法第十三条第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により届出目論見書又は届出仮目論見書に記載すべき事項から除くものとして内閣府令で定めるものは、第二号様式第四部、第二号の四様式第三部、第二号の五様式第五部又は第七号様式第四部に掲げる事項及び法第二十五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項とする。

【平成16年5月31日 府令第53号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 府令第3号】 （改正なし）

【平成15年9月24日 府令第82号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 府令第59号】 （改正なし）

【平成15年3月31日 府令第28号】 （改正なし）

【平成14年12月24日 府令第87号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 府令第46号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 府令第44号】 （改正なし）

【平成14年3月28日 府令第17号】 （改正なし）

【平成13年9月25日 府令第77号】 （改正なし）

【平成13年9月25日 府令第76号】 （改正なし）

【平成13年5月1日 府令第52号】 （改正なし）

【平成13年4月19日 府令第49号】 （改正なし）

【平成13年3月29日 府令第20号】 （改正なし）

【平成13年3月26日 府令第18号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 府令第139号】 （改正なし）

【平成12年10月10日 府令第116号】

（改正後）

（届出目論見書等の記載内容）

**第十二条**　法第十三条第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により届出目論見書又は届出仮目論見書に記載すべき事項から除くものとして内閣府令で定めるものは、第二号様式第四部、第二号の四様式第三部、第二号の五様式第五部又は第七号様式第四部に掲げる事項及び法第二十五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項とする。

（改正前）

（届出目論見書等の記載内容）

**第十二条**　法第十三条第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により届出目論見書又は届出仮目論見書に記載すべき事項から除くものとして総理府令で定めるものは、第二号様式第四部、第二号の四様式第三部、第二号の五様式第五部又は第七号様式第四部に掲げる事項及び法第二十五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項とする。

【平成12年6月26日 府令第65号】

（改正後）

（届出目論見書等の記載内容）

**第十二条**　法第十三条第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により届出目論見書又は届出仮目論見書に記載すべき事項から除くものとして総理府令で定めるものは、第二号様式第四部、第二号の四様式第三部、第二号の五様式第五部又は第七号様式第四部に掲げる事項及び法第二十五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項とする。

（改正前）

（届出目論見書等の記載内容）

**第十二条**　法第十三条第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により届出目論見書又は届出仮目論見書に記載すべき事項から除くものとして大蔵省令で定めるものは、第二号様式第四部、第二号の四様式第三部、第二号の五様式第五部又は第七号様式第四部に掲げる事項及び法第二十五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項とする。

【平成12年3月24日 省令第19号】 （改正なし）

【平成11年9月30日 省令第91号】 （改正なし）

【平成11年6月30日 省令第63号】 （改正なし）

【平成11年5月19日 省令第57号】 （改正なし）

【平成11年4月30日 省令第55号】 （改正なし）

【平成11年4月16日 省令第53号】 （改正なし）

【平成11年3月30日 省令第15号】

（改正後）

（届出目論見書等の記載内容）

**第十二条**　法第十三条第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により届出目論見書又は届出仮目論見書に記載すべき事項から除くものとして大蔵省令で定めるものは、第二号様式第四部、第二号の四様式第三部、第二号の五様式第五部又は第七号様式第四部に掲げる事項及び法第二十五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項とする。

（改正前）

（届出目論見書等の記載内容）

**第十二条**　法第十三条第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により届出目論見書又は届出仮目論見書に記載すべき事項から除くものとして大蔵省令で定めるものは、第二号様式第四部、第二号の四様式第三部又は第七号様式第四部に掲げる事項及び法第二十五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項とする。

【平成10年11月24日 省令第140号】 （改正なし）

【平成10年6月18日 省令第97号】 （改正なし）

【平成10年3月30日 省令第37号】 （改正なし）

【平成10年3月19日 省令第28号】 （改正なし）

【平成10年2月20日 省令第8号】 （改正なし）

【平成9年9月1日 省令第69号】 （改正なし）

【平成9年5月30日 省令第47号】 （改正なし）

【平成8年7月3日 省令第40号】 （改正なし）

【平成8年4月18日 省令第28号】 （改正なし）

【平成8年2月29日 省令第6号】 （改正なし）

【平成7年12月22日 省令第88号】 （改正なし）

【平成7年9月11日 省令第56号】 （改正なし）

【平成7年7月11日 省令第50号】 （改正なし）

【平成7年6月19日 省令第42号】 （改正なし）

【平成7年3月31日 省令第29号】 （改正なし）

【平成7年2月1日 省令第1号】 （改正なし）

【平成6年12月20日 省令第115号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 省令第89号】 （改正なし）

【平成6年3月25日 省令第19号】

（改正後）

（届出目論見書等の記載内容）

**第十二条**　法第十三条第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により届出目論見書又は届出仮目論見書に記載すべき事項から除くものとして大蔵省令で定めるものは、第二号様式第四部、第二号の四様式第三部又は第七号様式第四部に掲げる事項及び法第二十五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項とする。

（改正前）

（届出目論見書等の記載内容）

**第十二条**　法第十三条第二項の規定により届出目論見書又は届出仮目論見書に記載すべき事項から除くものとして大蔵省令で定めるものは、第二号様式第四部、第二号の四様式第三部又は第七号様式第四部に掲げる事項及び法第二十五条第四項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項とする。

【平成6年3月1日 省令第6号】 （改正なし）

【平成5年9月21日 省令第84号】 （改正なし）

【平成5年3月3日 省令第23号】

（改正後）

（届出目論見書等の記載内容）

**第十二条**　法第十三条第二項の規定により届出目論見書又は届出仮目論見書に記載すべき事項から除くものとして大蔵省令で定めるものは、第二号様式第四部、第二号の四様式第三部又は第七号様式第四部に掲げる事項及び法第二十五条第四項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項とする。

（改正前）

（届出目論見書等の記載内容）

**第十二条**　法第十三条第二項の規定により届出目論見書又は届出仮目論見書に記載すべき事項から除くものとして大蔵省令で定めるものは、第二号様式第三部、第二号の四様式第三部又は第七号様式第三部に掲げる事項及び法第二十五条第四項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項とする。

【平成4年7月15日 省令第58号】 （改正なし）

【平成4年7月7日 省令第53号】 （改正なし）

【平成3年11月26日 省令第49号】 （改正なし）

【平成3年3月25日 省令第10号】 （改正なし）

【平成2年12月25日 省令第41号】 （改正なし）

【平成2年7月21日 省令第30号】 （改正なし）

【平成元年3月17日 省令第21号】

（改正後）

（届出目論見書等の記載内容）

**第十二条**　法第十三条第二項の規定により届出目論見書又は届出仮目論見書に記載すべき事項から除くものとして大蔵省令で定めるものは、第二号様式第三部、第二号の四様式第三部又は第七号様式第三部に掲げる事項及び法第二十五条第四項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項とする。

（改正前）

（届出目論見書等の記載内容）

**第十二条**　法第十三条第二項の規定により届出目論見書又は届出仮目論見書に記載すべき事項から除くものとして大蔵省令で定めるものは、第二号様式第三部又は第七号様式第三部に掲げる事項及び法第二十五条第四項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項とする。

【昭和63年9月20日 省令第41号】

（改正後）

（届出目論見書等の記載内容）

**第十二条**　法第十三条第二項の規定により届出目論見書又は届出仮目論見書に記載すべき事項から除くものとして大蔵省令で定めるものは、第二号様式第三部又は第七号様式第三部に掲げる事項及び法第二十五条第四項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項とする。

（改正前）

（目論見書の記載内容）

**第十二条**　法第十三条第二項の規定により目論見書に記載すべき内容として大蔵省令で定めるものは、第二号様式第一部、第二号の二様式若しくは第二号の三様式又は第七号様式第一部若しくは第七号の二様式に掲げる事項とする。ただし、法第二十五条第四項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた部分を除く。

【昭和62年2月20日 省令第2号】

（改正後）

（目論見書の記載内容）

**第十二条**　法第十三条第二項の規定により目論見書に記載すべき内容として大蔵省令で定めるものは、第二号様式第一部、第二号の二様式若しくは第二号の三様式又は第七号様式第一部若しくは第七号の二様式に掲げる事項とする。ただし、法第二十五条第四項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた部分を除く。

（改正前）

（目論見書の記載内容）

**第十二条**　法第十三条第二項の規定により目論見書に記載すべき内容として大蔵省令で定めるものは、第二号様式第一部若しくは第二号の二様式又は第七号様式第一部に掲げる事項とする。ただし、法第二十五条第四項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた部分を除く。

【昭和60年2月1日 省令第3号】 （改正なし）

【昭和59年9月21日 省令第36号】 （改正なし）

【昭和59年6月19日 省令第24号】 （改正なし）

【昭和58年11月26日 省令第54号】 （改正なし）

【昭和58年4月15日 省令第24号】 （改正なし）

【昭和57年12月20日 省令第64号】 （改正なし）

【昭和57年9月21日 省令第50号】 （改正なし）

【昭和56年9月25日 省令第43号】 （改正なし）

【昭和56年3月20日 省令第3号】 （改正なし）

【昭和55年11月15日 省令第44号】 （改正なし）

【昭和54年3月22日 省令第6号】 （改正なし）

【昭和54年2月15日 省令第2号】 （改正なし）

【昭和53年12月20日 省令第65号】 （改正なし）

【昭和52年8月30日 省令第40号】 （改正なし）

【昭和52年6月2日 省令第24号】

（改正後）

（目論見書の記載内容）

**第十二条**　法第十三条第二項の規定により目論見書に記載すべき内容として大蔵省令で定めるものは、第二号様式第一部若しくは第二号の二様式又は第七号様式第一部に掲げる事項とする。ただし、法第二十五条第四項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた部分を除く。

（改正前）

（目論見書の記載内容）

**第十二条**　法第十三条第二項の規定により目論見書に記載すべき内容として大蔵省令で定めるものは、第二号様式第一部又は第七号様式第一部に掲げる事項とする。ただし、法第二十五条第四項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた部分を除く。

【昭和51年10月30日 省令第30号】 （改正なし）

【昭和50年6月23日 省令第27号】 （改正なし）

【昭和49年9月28日 省令第55号】 （改正なし）

【昭和49年3月23日 省令第15号】

（改正後）

（目論見書の記載内容）

**第十二条**　法第十三条第二項の規定により目論見書に記載すべき内容として　大蔵省令で定めるものは、第二号様式第一部又は第七号様式第一部に掲げる事項　とする。ただし、法第二十五条第四項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた部分を除く。

（改正前）

（目論見書の記載内容）

**第十二条**　法第十三条第二項の規定により目論見書に記載すべき内容として同項に規定する大蔵省令で定めるものは、第二号様式第一部又は第七号様式第一部に掲げる事項の内容とする。ただし、法第二十五条第四項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた部分を除く。

【昭和48年1月30日 省令第5号】

（目論見書の記載内容）

**第十二条**　法第十三条第二項の規定により目論見書に記載すべき内容として同項に規定する大蔵省令で定めるものは、第二号様式第一部又は第七号様式第一部に掲げる事項の内容とする。ただし、法第二十五条第四項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた部分を除く。